

# 『野焼き』は禁止されています!!

近年、ダイオキシン類の排出が社会問題となっていますが、その発生源は「廃棄物の焼却に伴うもの」が総排出量の約8~9割を占めているとも言われており、廃棄物の焼却については廃棄物処理法やダイオキシン類対策特別措置法などにより厳しい規制が設けられています。

## 1 焼却炉を使用せずにごみを燃やす行為（いわゆる野焼き）は、次の「例外規定」を除いて禁止されています。

例外規定	
○他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却	
○公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないもの、又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国や地方公共団体が施設の管理のために行うもの</li> <li>○災害の予防、応急対策又は復旧のためのもの</li> <li>○風俗慣習上又は宗教上の行事を行うためのもの</li> <li>○農業、林業又は漁業を営むためやむを得ないもの</li> <li>○たき火その他日常生活を営む上で通常行われるものであって軽微なもの</li> </ul>

(注) これら例外とされる廃棄物の焼却については、罰則の対象とすることに馴染まないものとして例外となっているため、**生活環境保全上支障を与え、又は生じるおそれがある場合**については、行政処分や行政指導などの対象となります。

## 2 焼却炉を使用する場合でも、下記の「構造基準」に適合した焼却炉で、環境大臣の定める「燃焼方法」で廃棄物を焼却しなければなりません。

構造基準	○燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。 ○空気取入口・煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガスの温度が摂氏800度以上の状態で、廃棄物を焼却できるものであること。 ○燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。 ○燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製錬の用に供する電気炉、銅の第1次精錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第1次精錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備は除く。 ○燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製錬の用に供する電気炉、銅の第1次精錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第1次精錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備は除く。
燃焼方法	○煙突から焼却灰および未燃物を飛散させないこと。 ○煙突の先端から火炎または黒煙（※1）を出さないこと。 ○煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと。

（※1）日本工業規格D8004に定める汚染濃度が25%を超えるものでないことが目安になります。

## 3 一定規模の焼却炉については、許可や届出が必要です。

焼却炉の規模等	必要な手続き
<ul style="list-style-type: none"> <li>○処理能力が一定以上（200kg/h以上又は火格子面積2m<sup>2</sup>以上）の焼却炉 又は ○その処理を業として行う場合</li> </ul>	長崎市の許可が必要です。廃棄物対策課へ申請してください。
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定施設 ○火床面積が0.5m<sup>2</sup>以上のもの 又は ○焼却能力が1時間あたり50kg以上もの (2つ以上の焼却炉がある場合はそれらの合計値)</li> </ul>	年1回以上のダイオキシン類の測定義務が課せられ、長崎市（環境政策課）への届出が必要です。

## 4 不法な焼却行為には厳しい罰則があります。

野焼きや構造基準等を満たさない焼却炉での焼却など、不法な焼却行為については、廃棄物処理法により罰則が適用されます。

また、不法に廃棄物の焼却を行おうと着手した時点でも、不法な焼却行為を行ったときと同じ罰則を受けることになります。

**罰則「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはその併科」**

さらに、法人や個人の事業に関して不法な焼却行為を行った場合、行為者のほかにその法人に対して3億円以下の罰金、個人に対しては1,000万円以下の罰金が科せられます。



長崎市環境部廃棄物対策課  
TEL 095-829-1159（直通）